

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金（家賃補助）のご案内～

高槻市住居確保給付金 （家賃補助） のしおり

住居確保給付金（家賃補助）とは

離職または自営業の廃止または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、高槻市自立相談支援事業による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、家賃実費分（管理費・共益費等を除く）

1人	2人	3人～5人	6人	7人以上
39,000円	47,000円	51,000円	55,000円	61,000円

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：原則大家等へ代理納付

住居確保給付金（家賃補助）を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である（疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により連続して30日以上求職活動ができなかった場合、できなかった日数を考慮します）、または、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、個人の就労の状況が離職または廃業の場合と同等程度の状況にある
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付等を含む）。

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	9.2万円	+ 家賃額(ただし地域ごとに設定された基準額が上限)	13.1万円
2人	13.9万円		18.6万円
3人	17.2万円		22.3万円
4人	21.4万円		26.5万円
5人	25.5万円		30.6万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	55.2万円
2人	83.4万円
3人以上	100万円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動等を行うこと。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金（家賃補助）の支給額

単身世帯の場合

- ・月収が基準額9.2万円 以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額※
- ・月収が基準額9.2万円 を超え、収入基準額13.1万円 未満の方は以下の計算式により算出された額となります。

住居確保給付金支給額 ※

$$= \text{基準額} + \text{賃借する住宅の1月当たりの家賃額} - \text{一月の世帯の収入合計額}$$

※家賃支給額は住居確保給付金給付限度額を上限とします。

☆以下のことにご注意下さい。

①住居を喪失している方（これから賃貸住宅をお探しになる方）

- ・住宅扶助基準に基づく額以下の家賃の住宅を探していただく必要があります。

②住宅を喪失するおそれのある方（賃貸住宅にお住まいの方）

- ・現在ご契約の家賃金額が、上記金額を超えている場合、超えた金額については、申請者の自己負担となります。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「生活福祉資金（総合支援資金）」のご相談をしてください。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金（家賃補助）支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に臨時特例つなぎ資金の貸付けのご相談をしてください。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金（家賃補助）の申請をするために必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書

② 本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等

③ 離職等後2年以内の者であることが確認できる書類の写し

（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

※離職等の日から起算して2年の期間に疾病、負傷、育児その他やむを得ない事情により連続して30日以上求職活動ができなかった場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当する事実を証明する書類

または、収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職または廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる書類等）

④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金証書」又は「年金振込通知書」、手当を受けている場合は「証書」

⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

住居確保給付金（家賃補助）の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書をくらしごとセンターに提出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。
- ・ 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、高槻市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金のご相談をしてください。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は高槻市内です。
- ・ 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えて下さい。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込み

- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）等で求職活動を行う方は、公共職業安定所（ハローワーク）窓口またはハローワークインターネットサービスからのオンライン登録にて求職申込みを行ってください。
※自立に向けた活動を行う方は、事前相談を受けた上で経営相談先への相談申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、くらしごとセンターに提出してください。
- ・ 公共職業安定所から付与された求職番号を住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A裏面）へ記載し、くらしごとセンターへ提出してください。

◆住居確保給付金の審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- ・ 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住宅確保報告書」が交付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・ 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、高槻市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れのご相談をしてください。
- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れのご相談をしてください。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを高槻市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- ・ 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・ すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください

◆ 住居確保給付金支給の決定

- ・ 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」をくらしごとセンターに提出してください。
- ・ 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」が、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- ・ 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 住居確保給付金は高槻市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について高槻市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- ・ 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを高槻市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書をくらしごとセンターに提出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）等で求職活動を行う方は、公共職業安定所（ハローワーク）窓口またはハローワークインターネットサービスからのオンライン登録にて求職申込みを行ってください
※自立に向けた活動を行う方は、事前相談を受けた上で経営相談先への相談申込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、くらしごとセンターに提出してください。
- 公共職業安定所から付与された求職番号を住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A裏面）へ記載し、くらしごとセンターへ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は高槻市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、高槻市社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）のご相談をしてください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金（家賃補助）受給中の義務

- ◆ 支給期間中は以下のとおり、公共職業安定所等の利用、くらしごとセンターの就労支援員等の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動等を行ってください。

【公共職業安定所等での求職活動を行う方】

- ① 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所等の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ② また、毎月4回以上、くらしごとセンターの就労支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ③ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、くらしごとセンターに報告してください。

【自立に向けた活動を行う方】（6月間に限る）

- ① 原則毎月1回、経営相談先へ面談等の支援を受け、経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行ってください。
- ② また、毎月4回以上、くらしごとセンターの就労支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。また、毎月「自立に向けた活動状況報告書」を支援員へ提出して、計画に向けた活動を報告してください。
- ③ 経営相談先等への経営相談のもと、効果的な取組について助言を受け、計画的に給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行ってください。

※再延長期間における求職活動については、すべての申請者において【公共職業安定所等での求職活動を行う方】による求職活動を行います。

- ◆ さらに、くらしごとセンターよりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。
- ◆ クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、支給期間中クレジットカードで支払っていることが確認できるもの（利用明細の写しなど）を提出してください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」をくらしごとセンターへ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、くらしごとセンターに毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
・給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しないこと など
住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、くらしごとセンターへお越し下さい。

支給額等を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額等の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合
 - ・ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合や、暮らしごとセンターの指導により高槻市内での転居が適当である場合
 - ・ 賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることとなった場合。
- ◆ 暮らしごとセンターに申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わったまたは収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、暮らしごとセンターへお越し下さい。

住居確保給付金（家賃補助）の中断及び再開について

- ◆ 受給中に疾病または負傷により、毎月2回以上の公共職業安定所等での就職相談、毎月4回以上の暮らしごとセンターの就労支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、求職活動を行うことが困難になった場合、申請により支給を中断することができます。
- ◆ 中断期間中、毎月1回面談、電話等により体調及び生活状況について報告や求職活動再開の意思確認を行います。
- ◆ 心身の回復により、求職活動を再開できるときは、申請により支給を再開します。（ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長9月）

住居確保給付金（家賃補助）を中止する場合があります

- ◆ 7・8ページ「住居確保給付金の義務」に記載されている求職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 暮らしごとセンターが策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が収入基準額（1ページ④収入要件参照）を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
※家賃額は、設定された給付限度額が上限
- ◆ 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、暮らしごとセンターの指示による場合を除く。）については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、疾病または負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、中止とします。また、中断期間中、毎月1回の面談等による報告を怠った場合、支給を中止します。

- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金（家賃補助）の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け常用就職等に至ったものの、新たに解雇、事業主の都合による離職、廃業または就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合、支給要件を満たしている方に限り、再支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先
高槻市福祉相談支援課くらしごとセンター
TEL : 072-674-7767 FAX : 072-674-7721